横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

新旧対照表

* 下線部分が改正部分

|  |  |
| --- | --- |
| 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年１月規則第１号） | |
| 旧 | 新 |
| |  |  | | --- | --- | | 別表第８（第４条第２項）　公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準  （平16規則103・平20規則８・平25規則68・令元規則19一部改正） | | | 整備項目 | 指定施設整備基準 | |  |  | | １　出入口 | 省略 | | ２　通路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。  ア　幅は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。  イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。  ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。  エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。  (2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 | | ３　改札口 | 省略 | | ４　階段 | 省略 | | ５　傾斜路 | 省略 | | ６　手すり | 省略 | | ７　エレベーター | 1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。  (1)　籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。  (2)　籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。  (3)　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。  (4)　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。  (5)　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。  (6)　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。  (7)　籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。  (8)　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。  (9)　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。  (10)　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。  (11)　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | | ８　エスカレーター | 省略 | | ９　鉄道の駅のホーム | 省略 | | 10　バス停留所 | 省略 | | 11 タクシー乗り場 | 省略 | | 12　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。  ア　便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  イ　便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。  ウ　便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、5の項に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。  エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。  オ　便所及び便房の出入口には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。  カ　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。  キ　便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。  ク　便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。  ケ　洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。  コ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。  (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(1)に定める構造の便所を除く。）を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。  ア　便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  イ　便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。  ウ　(1)に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。  エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。  オ　男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。  カ　洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 | | 13 案内標示 | 省略 | | 14　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 省略 | | 15　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 省略 | | 16　警報設備及び避難口誘導灯 | 省略 | | 17　附帯設備 | 省略 | | |  |  | | --- | --- | | 別表第８（第４条第２項）　公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準  （平16規則103・平20規則８・平25規則68・令元規則19一部改正） | | | 整備項目 | 指定施設整備基準 | | １　移動等円滑化された経路 | (1) 公共用通路(公共交通機関の　施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに１以上設けなければならない。  (2) (1)に定める移動等円滑化された経路は、２の項(1)及び３の項(1)に定めるものでなければならない。  (3) (1)に定める移動等円滑化経路において、床面に高低差がある場合は、６の項に定める傾斜路又は８の項に定めるエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、９の項(2)に定めるエスカレーターをもってこれに代えることができる。  (4) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の６の項に定める傾斜路又は８の項に定めるエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。  (5) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。  (6) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路((7)において「乗継ぎ経路」という。)のうち１以上は、(2)から(5)までの基準に適合するものでなければならない。  (7) 主たる乗継ぎ経路と(6)の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。  (8) (2)または(7)においては、条例第28条第１項の協議をする際、長さの差をできる限り小さくしていることを書面により説明しなければならない。  (9) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ１以上設けなければならない。ただし、施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りではない。 | | ２　出入口 | 省略 | | ３　通路 | 1. 通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。   ア　幅は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。  イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。  ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。  エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。  (2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 | | ４　改札口 | 省略 | | ５　階段 | 省略 | | ６　傾斜路 | 省略 | | ７　手すり | 省略 | | ８　エレベーター | (1)　エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。  ア　籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。  イ　籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。  ウ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。  エ　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。  オ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。  カ　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。  キ　籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。  ク　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。  ケ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。  コ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。  サ　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。  (2)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、当該施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 | | ９　エスカレーター | 省略 | | 10　鉄道の駅のホーム | 省略 | | 11　バス停留所 | 省略 | | 12 タクシー乗り場 | 省略 | | 13　便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。  ア　便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  イ　便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。  ウ　(2)アに定める構造の便房 以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。  エ　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  オ　男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。  カ　洗面器及び洗面器周りの1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。  キ　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を、音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。  ク　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。  (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。)は、次に掲げるものでなければならない。  ア　便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。  （ア） 便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  （イ） 便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。  （ウ） 便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、６の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。  （エ） 便房の出入口の戸又はその付近には、車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと  （オ）便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。  （カ）便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。  （キ）洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。  イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。  （ア） 専用の汚物流しその他利用に必要な設備を設けること。  （イ） 便房の出入口の戸又はその付近には、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。  ウ　便所内に、次に掲げる設備を設けた便房を１以上設けること。  （ア） 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。  （イ） 便房の出入口の戸又はその付近には、乳幼児を座らせることができる設備がある旨の表示を行うこと。  エ　便所内に、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、それらの設備がある旨の表示をしなければならない。 | | 14 案内表示 | 省略 | | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 省略 | | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 省略 | | 17　警報設備及び避難口誘導灯 | 省略 | | 18　附帯設備 | 省略 | |
|  |  |
|  |  |

【別記】

現行

別表第９（第４条第２項）

（平16規則103・平17規則50・平20規則８・平25規則68・平25規則81・平25規則85・令元規則19・一部改正）

４　公共交通機関の施設

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 整備項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1　出  入  口 | 2　通  路 | 3　改  札  口 | 4　階  段 | 5　傾  斜  路 | 6　手  す  り | 7　エレベーター | 8　エスカレーター | 9　鉄道の駅のホーム | 10　バス停留所 | 11　タクシー乗り場 | 12　便所 | 13　案内標示 | 14　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 15　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 16　警報設備及び避難口誘導灯 | 17　附帯設備 |
| 1　鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2　軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4　バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（備考）

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

改正後（案）

別表第９（第４条第２項）

（平16規則103・平17規則50・平20規則８・平25規則68・平25規則81・平25規則85・令元規則19・一部改正）

４　公共交通機関の施設

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 整備項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1  移  動  等  円  滑  化  さ  れ  た  経  路 | 2　出  入  口 | 3　通  路 | 4　改  札  口 | 5　階  段 | 6　傾  斜  路 | 7　手すり | 8　エレベーター | 9　エスカレーター | 10　鉄道の駅のホーム | 11　バス停留所 | 12　タクシー乗り場 | 13　便所 | 14　案内標示 | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 17　警報設備及び避難口誘導灯 | 18　附  帯  設  備 |
| 1　鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2　軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4　バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（備考）

１　○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

２　当該３の項及び４の項に掲げる区分の施設については、別表第８の１の項(9)に規定する整備基準は、適用しない。